

高山村の財政の健全化について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成28年度決算における財政指標を次のとおりお知らせ致します。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律により義務づけられた公表)

1 健全化判断比率の状況について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、いずれも数値が算出されませんでした。

実質公債費比率については、数値が算出されました基準を下回りました。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	—	—	5.0%	
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※算出された数値のいずれかが早期健全化基準を超えた場合(黄色信号)は「財政健全化計画」、財政再生基準を超えた場合(赤信号)は「財政再生計画」を定め総務大臣及び県知事に報告すると共に、必要最小限の期間内にこれらの状況を解消しなければなりません。

(1) 実質赤字比率

標準財政規模(高山村が標準的な状態で通常収入されると見込まれる「一般財源」の規模 17億8995万6千円)に対する一般会計及び一般会計等に属する特別会計(農業用水事業特別会計)の実質収支の割合で表します。

平成28年度一般会計及び一般会計等に属する特別会計の決算の実質収支は黒字(6825万5千円)で、実質赤字は生じていません。

したがって、実質赤字比率の数値は算出されません。

(2) 連結実質赤字比率

標準財政規模に対して、一般会計及び一般会計等に属する特別会計と、特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計(国民健康保険特別会計+介護保険特別会計+後期高齢者医療特別会計)の実質収支に、公営企業会計(簡易水道事業特別会計+水をきれいにする事業特別会計+土地開発事業特別会計)の資金不足或いは剰余額を合計し、割合で表します。

平成28年度の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の決算の実質収支は、黒字(6408万9千円)でした。さらに、公営企業会計は剰余額(823万8千円)の決算となり、連結実質収支は黒字(1億4058万2千円)で、連結実質赤字は生じていません。

したがって、連結実質赤字比率の数値は算出されません。

(3) 実質公債費比率

標準財政規模に対する実質的な公債費(借入金の返済額等)の割合を算出し、過去3年間の平均で表します。高山村では、一般会計の公債費及び簡易水道事業特別会計並びに水をきれいにする事業特別会計への繰出金のうち公債費に充てられた分、さらに吾妻広域町村圏振興整備組合や東部衛生施設組合に対する負担金のうち公債費に充てられた分が該当します。

平成28年度決算に係る実質公債費比率は5.0%となりました。

(4) 将来負担比率

標準財政規模に対して、将来負担すべき実質的な負債の割合を表します。

平成28年度決算の時点で、将来負担額(32億6605万9千円)に対して充当可能財源等(65億2862万9千円)が上回っています。

したがって、将来負担比率の数値は算出されません。

2 公営企業の資金不足比率の状況について

公営企業会計における資金不足比率は、いずれも数値が算出されませんでした。

	簡易水道事業特別会計	水をきれいにする事業特別会計	土地開発事業特別会計
	—	—	—
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.0%

※算出された数値が経営健全化基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を定め総務大臣及び県知事に報告すると共に、必要最小限の期間内にこの状況を解消しなければなりません。

(1) 資金不足比率

公営企業ごとに、資金不足の額を事業規模の額に対する比率で表します。

平成28年度決算における、簡易水道事業特別会計(剰余額190万8千円)・水をきれいにする事業特別会計(剰余額257万4千円)・土地開発事業特別会計(剰余額375万6千円)には、いずれも資金不足はありません。

したがって、各公営企業会計とも資金不足比率の数値は算出されません。